

## 令和4年度 恵庭市特別職報酬等審議会会議議事録

- 1 日時 令和4年10月31日（月） 11時～12時
- 2 場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 土谷秀樹会長  
神田美佐子副会長、大嶋昭子委員、村本委員（委任による出席）
  - (2) 事務局 原田裕市長、広中敦総務部長、池田肇総務部次長、辰下知文課長、  
武田彩香職員課主査
- 4 傍聴者 なし
- 5 審議項目
  - ・市長、副市長、教育長の期末手当の額について
- 6 議事の経過
  - (1) 開会
  - (2) 委嘱状交付
  - (3) 市長挨拶
  - (4) 会長選出・挨拶
  - (5) 副会長指名・挨拶
  - (6) 諮問書提出
  - (7) 事務局より資料説明
  - (8) 審議
  - (9) 閉会
- 7 市長挨拶

委員の皆様には、お忙しい中、快く委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。本委員会は特別職の報酬等につきまして、妥当かどうかといったところをご審議頂く会となっております。現在の社会・経済情勢等を勘案していただくことが大切ですが、もとより市民の税金によるものでありますので、市民の皆様にご理解いただけるものでなければなりません。そうした中、国の方では人事院勧告が出まして、期末手当の額について勧告が出されたという状況となっております。市民目線、それから業界等の状況を見ながら、皆様から貴重なご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 8 会長選出

大嶋委員より土谷委員を推薦する発言あり。村本委員からは委任を頂いている。  
他委員より異議なしの発言があり土谷委員が会長に選出される。

## 9 土谷会長挨拶

ただいま、ご推薦を頂きました土谷でございます。今日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本審議会は市長や副市長など特別職の報酬について審議する機関であります。

審議にあたり近隣市町村の動向や人事院勧告など国の改定状況など、様々な条件を考慮し、さらには、市民の皆様にご理解いただける内容となるように審議しなければならない重要な役割を担っています。委員の皆様方には、貴重なご意見を頂き、ご協力を得ながら審議会を運営していきたいと考えています。簡単ですがご挨拶並びにご協力のお願いとさせていただきます。

## 10 副会長の指名・挨拶

### 【土谷会長】

副会長の指名でございます。神田委員によろしくお願ひしたいと考えますが如何でしょうか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【会長】

ありがとうございます。神田委員一言ご挨拶をお願いします。

### 【神田副会長】

みなさまおはようございます。恵庭市地域女性連絡会の神田と申します。わからないことがたくさんあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 【会長】

ありがとうございました。それでは諮問に入ります。事務局よろしくお願ひします。

## 11 諮問書提出

## 12 審議開始

### 【事務局】

それでは、審議会の資料につきまして私からご説明させていただきます。

表紙を開いて頂いて1ページですが、特別職と参考として市議会議員の報酬月額（いわゆる月々の給料）を載せています。ここでは、恵庭市のほか石狩管内市である、江別市、千歳市、北広島市、石狩市の報酬月額を載せています。

まず、表ですが、各市の人口を載せ、左から、市長、副市長、教育長の特別職と議長、副議長、議員の市議会議員の給料額を整理しています。

下には、特別職と市議会議員に分けて表の内容をグラフ化しています。左側の特別職のグラフを見てください。市長の給料月額は僅差ではありますが管内市では一番低い給料額となっています。副市長と教育長は下から2番目であり、管内の市の中で比較すると給料額が低い市に分類されます。

続きまして、2 ページ目は期末手当の支給月数等の管内市の比較です。期末手当の支給割合ですが、管内の5市では、江別、千歳の2市が支給月数が4.30カ月、役職加算が15%に規定しており、北広島市と石狩市の2市が支給月数3.25カ月、役職加算を45%に規定しています。恵庭市は、支給月数が4.30カ月、役職加算が20%と規定しています。恵庭を含め支給月数を4.30カ月に規定している3市は国家公務員に準拠し、3.25か月に規定している2市は国の特別職、いわゆる内閣総理大臣や国務大臣の支給月数に準拠しています。なお、6月と12月の支給額を特別職及び市議会議員についてグラフ化しています。恵庭市は市長は管内で2番目、副市長、教育長については1番目となっています。

次の3ページは、1ページの特別職と市議会議員の報酬月額と2ページの期末手当の支給額を合計した年間の総支給額を比較したのになります。恵庭市は市長、副市長、教育長については管内で4番目となっています。給与月額や期末手当等に違いがありますが、総支給額については結果として大きく差が無いことが分かります。

次の4ページは、今年の8月に人事院から出されました勧告を抜粋しまとめたものです。月例給及び期末手当、民間企業でいうところのボーナス以外の部分も一部ございしますが、簡単にご説明させていただきます。人事院勧告ですが、労働基本権制約の代償措置として国家公務員の給与水準と民間企業の給与水準の均衡させることを基本に行うものです。今回の人事院勧告のポイントですが、月例給、ボーナスとも、民間給与と比較し、それぞれ引上げと勧告されております。月例給については、公務と民間の4月分の給与の実地調査を行った結果、民間給与との月例給の格差は、921円 0.23%となっており、ボーナスについては、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数を比較する調査が行われ、その結果、民間が4.41月支給、公務の支給月数は4.30月であり、民間のほうが0.11月高い結果となりました。

これらの結果から「給与改定の内容と考え方」になりますが、俸給表の引き上げを行うと共に、ボーナスについても、民間の支給割合に見合うように0.1ヵ月引き上げ、4.40月分と勧告されました。

続きまして5ページは、人事院勧告どおり改定した場合の増額による影響額です。

左側の「現行①」の列が現在の給料額、月数及び役職加算で算出した期末手当の年額です。例えば、現行の年額では市長で436万0200円と算出されます。今回の人事院勧告を反映したものが矢印の先、勧告後②の列です。月数を0.10月引き上げているため期末手当の年額が増えています。なお、月数以外の基本給及び役職加算に変更はありません。影響額ですが、市長が年10万1400円となり、他の特別職及び市議会議員については表のとおりとなりました。なお、増減率はどの職も2.33%です。

最後になりますが、6ページは各市の財政状況を簡単にまとめた表です。なお、元となっているデータは令和2年度決算をベースにしたもので、各市が一定のルールに基づき算出した値を総務省で取りまとめています。その資料から本審議会に合致すると思われる数値をまとめました。

まず、人口ですが、最初のページで石狩管内5市の人口を掲載していましたが、令和2年決算ベースで用いている人口は令和3年1月1日であるため、その時点の人口を載せています。

まず、各市全体の歳入及び歳出ですが、概ね人口に比例しています。

地方税についても概ね人口に比例していますが、千歳市が多くなっています。これは千歳市より人口が多い江別市と比較すると、法人市民税と固定資産税がかなり多くなっています。おそらく空港に関する部分で差が出ていると考えられます。

単純な歳入や歳出については人口や市のインフラなど左右され、大きい街は財政規模が大きく、小さ

い街は小さいとなってしまう、単純に比較できないため、総務省で比較できる指数等を公表しています。それが表の真ん中より右に位置している数値です。

「財政力指数」から順にご説明申し上げます。財政力指数は大きいほど税収が多く財源に余裕があるといえます。なお、各数値の横に付されている丸数字は順位を示しています。財政力指数について恵庭市は「0.61」であり、5市中3番目となっています。地方税が多かった千歳市は「0.78」とかなり高くなっています。

余談ですが財政力指数は1.0を超えることはほとんどなく、札幌市も「0.74」で1.0を下回っています。財政力指数が道内で唯一1.0を超え、全国でも5本の指に入る財政力指数を算出しているのは泊村で、指数は「1.58」でした。泊村は、原子力発電所関係で発生する固定資産税や法人市民税などが町の規模に対して大きいため1.0を超えており、全国でも第4位にはなっています。

続きまして、経常収支比率、別名「弾性力」と呼ばれていて、自由に使える収入のなかで、人件費や扶助費（福祉などの社会保障に係る費用）などが占める割合であり、比率が低いほど自由度が高く、逆に比率が高いと硬直化していると言えます。全道平均は92.4%となっており、恵庭市は少し上回っております。

次に「実質公債費比率」ですが、これは借入金の返済額の割合であり、割合が大きいほど全体に占める返済額が多いこととなります。恵庭市は1番目に返済割合が少なく、必要以上に借入を行わない、または返せる借り入れは繰上償還するなどして財政の健全化に努めています。

最後になりますが「将来負担比率」ですが、将来負担が必要となる費用の割合であり、率が高いと将来的に財政を圧迫する可能性があります。なお、北広島市は平成29年度建設した新庁舎の設備負担により89.0%と高い比率になっています。恵庭市は近隣市と比較しても、全道平均と比べても低い比率となっています。

このことから、恵庭市の財政状況ですが、比較的良好な財政状況であると言えます。

以上で簡単ですが、資料の説明を終わります。

#### 【会長】

只今、事務局から諸資料の説明を受けましたので、これに関して皆様からご意見を頂きたいと思えます。なにか意見等ございますか。

#### 【副会長】

この資料を拝見させていただくと、借入金も少なく財政を圧迫する可能性も低いということはずごくいいことだと思います。特別職のお給料も他市に比べてそんなに高くないので、0.1か月分の提案されている引上げ額で妥当かなと思います。市民の皆さんがどう思うかはわかりませんが。

#### 【会長】

この資料の説明をうけると納得のいく内容だと思います。神田委員のいうとおり、市民の皆様がどうゆうふうを感じるかはわからない部分ではありますが、この資料の数値は公表されているものなのでしょうか。

#### 【事務局】

公表されています。

**【会長】**

情報公開がされているのであれば、特別数値等の疑問等もでてこないと思う。これまでも人事院勧告のとおり改定してきた経緯もありますので、人事院勧告と同様の内容で答申を行うこととしてよろしいですか。

**【各委員】**

(はい、との声)

**【会長】**

それでは改めて、期末手当につきましては、この度の人事院勧告のとおり引き上げることとして答申を行うこととします。これより正式な答申書を作成したいと思います。

答申する内容を事務局に説明して、答申(案)を作成させますので、5分程度休憩を取ります。少しお待ちください。

**【会長】**

審議を再開します。事務局から作成した答申案を一読していただきます。

**【事務局】**

答申書案。特別職等の期末手当の額について(答申)

令和4年10月31日に本審議会に対し諮問のありました「市長、副市長、教育長の期末手当の額」について慎重に審議した結果、別紙のとおり意見をまとめましたので答申いたします。

市長、副市長、教育長の期末手当の額について、人事院勧告の内容やこれまでの改定状況、並びに近隣市の期末手当の額について総合的に勘案し審議した結果、下記のとおり意見がまとまりましたので答申いたします。令和4年の人事院勧告に準じた内容で期末手当の改定を行うこと。各職における詳細については表のとおりとする。表の内容については、省略させていただきます。

付帯意見として、今回の諮問に含まれていない恵庭市議会議員の期末手当の改定を行う場合は、市長、副市長、教育長と同様、現行の4.30月の支給月数を4.40月とすることが妥当である。

**【会長】**

この内容でよろしいでしょうか。

**【各委員】**

(異議なしの声)

**【会長】**

ありがとうございます。それでは本審議会終了後に私と副会長で市長に答申を渡すこととします。

**【事務局】**

本日諮問させていただいた内容の審議が終了しましたので、条例第3条第1項の規定により委員の皆様は本日をもって退任となります。

ご多忙の中ご審議いただきありがとうございました。

**【会長】**

それでは、審議会を終了いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

以 上